

EIPS からの情報提供 Vol. 94

○帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度

輸出者または輸入者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿、書類及び電子データの保存が義務付けられています（税関に提出した書類は除きます）。その帳簿の保存期間について、輸出は5年、輸入は7年、そして書類は輸出入ともに5年間との内容が記載されております。

[帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度 : 税関 Japan Customs](#)

また、帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度についての基本的な内容をまとめた資料が、以下の URL に要約されていますのでご参照ください。

[chobohozongaiyou.pdf \(customs.go.jp\)](#)